

# 対馬市監査委員情報セキュリティ基本方針

令和8年3月 策定

## 1 目的

対馬市監査委員情報セキュリティ基本方針（以下「本基本方針」という。）は、対馬市監査委員が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、監査委員が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 対馬市行政情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針の準用

監査委員の情報セキュリティ対策については、本市における統一かつ継続的な情報セキュリティの確保を図るため、対馬市行政情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針（以下「市基本方針」という。）を準用する。

## 3 市基本方針の読み替え

本基本方針において、準用する市基本方針で「本市」とあるのは、「監査委員」と読み替えるものとする。

また、市基本方針2定義（1）部等は、「監査委員」とし、4情報セキュリティポリシーの対象範囲は、「情報資産に接する監査委員」とする。